



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 731 道路の区域変更 (道路保全課) 1
732 道路の供用開始 (") 1
733 令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る総合評価一
般競争入札に参加する者に必要な資格等 (会計課) 2
734 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 4

○ 公告

- 入札公告 (会計課) 4

○ 正誤

- 令和8年6月12日付け和歌山県報第726号和歌山県告示第550号中 8

告 示

和歌山県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町引尾字宮ノ前49番 1地先から同市下津町引尾字宮 ノ前48番1地先まで	旧	5.41 } 6.12	28.69	
同上	新	6.18 } 10.25	27.30	

和歌山県告示第732号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町引尾字宮ノ前49番1地先から同市下津町引尾字宮ノ前48番1地先まで

供用開始の期日 令和8年8月21日

和歌山県告示第733号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年8月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和15年9月30日（金）まで

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。ただし、コンソーシアムの場合においては、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に旅費システムの構築業務・運用保守業務に関する契約（契約の相手方が、職員数1,000人以上の国、地方公共団体又は独立行政法人（国立大学法人及び地方独立行政法人を含む。）であるものに限る。）を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。また、当該契約を現在履行中である場合は、入札公告の日から過去5か年の間に、旅費システムの構築業務を完了しており、運用保守業務については、業務開始後1年以上誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に規定する契約を履行したことを証明する書類

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、仕様書に係る誓約書を提出した者に対して令和8年8月21日（金）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年8月21日（金）午前9時から同月31日（月）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年8月21日（金）から同年9月4日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、書留郵便により令和8年9月4日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所等

和歌山県会計局会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和8年9月15日（火）までに通知する。
ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格審査結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第734号

令和8年度和歌山県立高等学校学習者用1人1台端末について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年8月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県立高等学校学習者用1人1台端末 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機 I T ソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 落札金額
1,587,791,700円（うち消費税及び地方消費税の額144,344,700円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年6月12日

公 告

入 札 公 告

令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うので、自治法令第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年8月21日

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和15年度まで

(2) 業務の名称

令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県会計局会計課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和15年9月30日（金）まで

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第733号に規定する令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県会計局会計課

(2) 期間

令和8年8月21日（金）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領に対して質問がある者は、令和8年8月21日（金）午前9時から同月31日（月）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 企画提案書の提出先及び期間等

(1) 提出先

ア 持参する場合

3の（1）に同じ。

イ 郵送する場合

3の（1）に同じ。

(2) 提出期間及び期限

令和8年9月16日（水）から同月28日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合にあっては、書留郵便により令和8年9月28日（月）午後5時までに必着させること。

(3) 提出方法

書面及びCD-Rとする。

6 企画提案書の内容説明及び質疑応答を行う場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 1-C会議室

(2) 日時

令和8年10月15日（木）

時間については、和歌山県よりこの総合評価一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書（以下「認定書」という。）を受領した者に別途通知する。

7 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 1-D会議室

イ 入札日時

令和8年10月15日（木）午後5時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、認定書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により認定書の写しを同封の上、令和8年10月14日（水）午後5時までに和歌山県会計局会計課に必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任

を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

11 入札の無効

本公告に示した総合評価一般競争入札参加資格のない者及び総合評価一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より総合評価一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局会計課の職員が立ち会うものとする。

13 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は、価格及び企画提案書をもって入札し、入札価格が14の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、15の(2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

14 予定価格

691, 123, 950円（消費税及び地方消費税を含む。）

15 総合評価の方法

- (1) 価格点及び技術点の算出方法は、落札者決定基準に定めるとおりとする。

- (2) 総合評価点は、価格点と技術点の合計で算出する。

16 総合評価の評価項目

次に掲げる項目を評価する。

- (1) 基本コンセプト
- (2) 構築・運用保守実績
- (3) 構築時の履行体制
- (4) システム全体構成
- (5) セキュリティ要件・ログイン方法
- (6) 基本的な操作手順
- (7) 機能要件
- (8) 運用・保守
- (9) 追加提案等（機能要件以外）

17 契約書の要否

要

18 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

19 その他

(1) この総合評価一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この総合評価一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

20 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of a travel expense system and lease of equipment

(2) Date and time for tender :

5:30 p.m. 15 October 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 14 October 2026)

(3) Contact point for the notice :

Accounting Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3288

FAX 073-423-3502

e-mail e1201003@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和8年6月12日付け和歌山県報第726号和歌山県告示第550号中

ページ	誤	正
4	希望の道	就労選択支援希望の道